

岩手県告示第90号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項又は第5条の3第1項の規定による年金たる補償又は休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成7年岩手県告示第435号）の一部を次のように改正し、年金たる補償又は休業補償のうち平成31年4月1日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

令和元年6月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

表最低限度額の項及び最高限度額の項を次のように改める。

最低限度額	4,900円	5,484円	6,010円	6,389円	6,760円	7,042円	7,086円	6,913円	6,424円	5,221円	3,960円	3,960円
最高限度額	13,285円	13,285円	14,249円	17,285円	19,052円	21,399円	23,304円	25,232円	24,797円	19,769円	14,997円	13,285円